

〈別紙１〉

まりショートステイ 山南

重要事項説明書

(令和6年4月1日)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 まりショートステイ 山南
- ・開設年月日 平成25年5月1日
- ・所在地 広島県福山市沼隈町大字中山南1387番地
- ・電話番号 084-988-1763
- ・ファックス番号 084-988-1765
- ・管理者名 村上 尚人

(2) 短期入所生活介護の目的と運営方針

短期入所生活介護は利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔まりショートステイ 山南の運営方針〕

1. 老人福祉の質の確保と向上に努める。
2. 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	備考
看護職員	3名	1名		
介護職員	14名	3名	2名	
生活相談員	2名			
理学療法士	1名	1名		
作業療法士				
管理栄養士		1名		
その他				

(4) 入所定員 ・利用定員は30人とします。

- ・居室 個室（6室） 4人室（6室）

2. サービス内容

- ① 短期入所生活介護計画の立案
- ② 食事（利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。）

朝食	8 : 0 0	～	9 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 日常生活上の介護・看護
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 行政手続き代行
- ⑨ 送迎
- ⑩ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 名称 沼隈病院
- ・ 住所 広島県福山市沼隈町大字中山南469番地3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事故発生時

（1）事故発生時は、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

（2）事故発生時は、施設医師により対応し、必要であれば、沼隈病院等、他の専門的機関に転送します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会・・・利用者の方は、ご家族の面会を心待ちにしておられますので、積極的に来ていただけるようお願いいたします。

- ・外出・・・外出時は外出届を記入して下さい。
- ・飲酒・・・施設内の飲酒は禁止しております。
- ・禁煙・・・敷地内全面禁煙としております。ご協力下さい。
- ・設備・備品の利用・・・設備については、ご自由に使用されてかまいませんが、備品については、職員に相談のうえご使用下さい。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・持ち込み時は、必ず職員にご報告下さい。
- ・金銭・貴重品の管理・・・できるだけ金銭・貴重品は持ち込まないで下さい。
- ・宗教活動・・・施設内での活動は、硬く禁じております。
- ・ペットの持ち込み・・・衛生管理上、ペットの持ち込みは禁止しております。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

9. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 ： 管理者 村上 尚人
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当施設従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを福山市に通知します。

10. 衛生管理等

- (1) 短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的にじっしします。

1 1. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 要望及び苦情等の相談

当施設には生活相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0 8 4 - 9 8 8 - 1 7 6 3）

要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1 3. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

＜別紙２＞

短期入所生活介護について

(令和６年４月１日現在)

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．短期入所生活介護の概要

短期入所生活介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所生活介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）基本料金

①施設利用料 １割負担の方（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です）

多床室・個室

・要介護１	６０３円
・要介護２	６７２円
・要介護３	７４５円
・要介護４	８１５円
・要介護５	８８４円

＊連続して短期入所生活介護を利用された場合、31日以降は上記単位数から30円が減算されます。

・機能訓練体制加算	１２円
・看護体制加算Ⅰ	４円
・看護体制加算Ⅱ	８円
・若年性認知症利用者受入加算	１２０円

＊ 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合。

・送迎加算	１８４円
-------	------

＊ 入所時および退所時に送迎を行った場合、それぞれ加算されます。

・療養食加算	８円（１食あたり）
--------	-----------

＊ 栄養士を配置し、利用者の心身の状況によって適切な食事提供を行う場合。

・緊急短期入所受入加算	９０円
-------------	-----

- ＊ 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
- ・ 個別機能訓練加算 56円
 - ＊ 当施設が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、日常生活動作・手段的日常生活動作能力の維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施した場合。
- ・ 生活機能向上連携加算Ⅱ 100円（1月あたり 個別機能訓練加算を算定した場合）
200円（1月当たり 個別機能訓練加算を算定していない場合）
 - ＊ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合。
- ・ 医療連携強化加算 58円
 - ＊ 重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。
- ・ サービス提供体制強化加算Ⅱ 22円
- ・ 看取り連携体制加算 64円
 - ＊ 看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供行った場合。
- ・ 口腔連携強化加算 50円
 - ＊ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。
- ・ 介護職員等処遇改善加算
 - ＊ 上記算定して単位数の100分の14に相当する金額

②施設利用料 2割負担の方（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

多床室・個室

- ・ 要介護1 1,206円
- ・ 要介護2 1,344円
- ・ 要介護3 1,490円
- ・ 要介護4 1,630円
- ・ 要介護5 1,768円

＊連続して短期入所生活介護を利用された場合、31日以降は上記単位数から60円が減算されます。

- ・ 機能訓練体制加算 24円
- ・ 看護体制加算Ⅰ 8円
- ・ 看護体制加算Ⅱ 16円

- ・ 若年性認知症利用者受入加算 240円
 - ＊ 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合。
- ・ 送迎加算 368円
 - ＊ 入所時および退所時に送迎を行った場合、それぞれ加算されます。
- ・ 療養食加算 16円（1食あたり）
 - ＊ 栄養士を配置し、利用者の心身の状況によって適切な食事提供を行う場合。
- ・ 緊急短期入所受入加算 180円
 - ＊ 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。
- ・ 個別機能訓練加算 112円
 - ＊ 事業者が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、日常生活動作・手段的日常生活動作能力の維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施した場合。
- ・ 生活機能向上連携加算Ⅱ

200円（1月あたり 個別機能訓練加算を算定した場合）
400円（1月当たり 個別機能訓練加算を算定していない場合）

 - ＊ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合。
- ・ 医療連携強化加算 116円
 - ＊ 重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。
- ・ サービス提供体制加算Ⅱ 36円
- ・ 看取り連携体制加算 128円
 - ＊ 看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供行った場合。
- ・ 口腔連携強化加算 100円
 - ＊ 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。
- ・ 介護職員等処遇改善加算
 - ＊ 上記算定して単位数の100分の14に相当する金額

③施設利用料 3割負担の方（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

多床室・個室

- ・ 要介護1 1,809円
- ・ 要介護2 2,016円
- ・ 要介護3 2,235円
- ・ 要介護4 2,445円

・要介護 5 2, 6 5 2 円

*連続して短期入所生活介護を利用された場合、31 日以降は上記単位数から 90 円が減算されます。

・機能訓練体制加算 3 6 円

・看護体制加算Ⅰ 1 2 円

・看護体制加算Ⅱ 2 4 円

・若年性認知症利用者受入加算 3 6 0 円

* 若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合。

・送迎加算 5 5 2 円

* 入所時および退所時に送迎を行った場合、それぞれ加算されます。

・療養食加算 2 4 円（1 食あたり）

* 栄養士を配置し、利用者の心身の状況によって適切な食事提供を行う場合。

・緊急短期入所受入加算 2 7 0 円

* 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。

・個別機能訓練加算 1 6 8 円

* 当施設が利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、日常生活動作・手段的日常生活動作能力の維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施した場合。

・生活機能向上連携加算Ⅱ 3 0 0 円（1 月あたり 個別機能訓練加算を算定した場合）

6 0 0 円（1 月当たり 個別機能訓練加算を算定していない場合）

* 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合。

・医療連携強化加算 1 7 4 円

* 重度者の増加に対応するため、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応に係る取決めを事前に行うなどの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。

・サービス提供体制加算Ⅱ 1 6 2 円

・看取り連携体制加算 1 9 2 円

* 看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。

・口腔連携強化加算 1 5 0 円

* 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。

・介護職員等処遇改善加算

* 上記算定して単位数の 1 0 0 分の 1 4 に相当する金額

(2) その他の料金

① 食費／朝食	400円
昼食	650円
夕食	600円

(ただし、食費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限となります。)

② 滞在費／1日

・個室	1,231円
・多床室(4床室)	915円

(ただし、滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いただく滞在費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別添資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

③ 日常生活費	150円
④ 理美容代	実費(2,500円程度)
⑤ その他の料金は、別添資料をご覧ください。	

(3) 支払い方法

原則自動口座引落としとなります。

ご指定の金融機関の口座から毎月1回引落とし致します。(引落日が土日祝日の場合は翌営業日に引落としとなります。)

引落とし金額については引落とし日の5日前までにはお知らせ致します。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日)

まりショートステイ 山南では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔まりショートステイ 山南内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ー入退所等の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当施設において行われる学生への実習への協力
 - ー当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供